

# 会 議 録

## 1 会議名

第6回上越市地域協議会検証会議

## 2 議題（公開・非公開の別）

（1）地域協議会の検証課題についての協議（公開）

## 3 開催日時

平成26年7月9日（水） 午前9時から午前11時38分まで

## 4 開催場所

上越文化会館 中会議室

## 5 傍聴人の数

4人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員： 牧田 実、宗野 隆俊、山崎 仁朗、加藤 義浩

・事務局： 自治・地域振興課：塚田課長、小林副課長、大島係長、石崎主任

## 8 発言の内容

### 【塚田課長】

本日はご多用の中、検証会議にご出席いただきましてありがとうございました。

ただいまから第6回上越市地域協議会検証会議を開催いたします。

それでは設置要綱の規定に基づきまして、この後は山崎座長に会を進行していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

### 【山崎座長】

改めまして、皆さんおはようございます。

それでは次第に沿いまして、まず議事に入らせていただきます。事務局から本日の検証課題についてご説明をお願いします。

### 【塚田課長】

本日の検証課題につきましては、前回の第5回の検証会議の最後にお問い合わせをいたしました、区域内の住民の生活に及ぼす影響について諮問するという、諮問の在り方、内容につきまして、ま

ずはご検討いただきたいと思います。続きまして、その後は今会議で当初から予定しておりました「地域協議会の認知度について」、それから「地域協議会の今後について」、「都市内分権について」の検証を進めていただきたいと思います。

なお、本日の会議はおおむね11時45分をめぐりと考えていますのでよろしくお願いいたします。

**【山崎座長】**

はい、ありがとうございます。

ということで、今日の検証会議の中身といたしましては、まず最初に「区域内の住民の生活に及ぼす影響について」諮問するという点について議論をするということが1点と、2点目としては「地域協議会の認知度について」、3点目は「地域協議会の今後について」、4点目としては「都市内分権について」。大きくはこの4点について今日はご議論いただくということになるかと思えます。よろしくお願いいたします。

まずは1点目。これは諮問の目的、意義に関する点で、区域内の住民の生活に及ぼす影響について諮問することについてですが。

**【塚田課長】**

1回目の検証会議のときにお配りした資料4-3の中の、2ページ目の一番上の(2)諮問の目的、意義のところになります。

**【山崎座長】**

そうですね。ちょっと読み上げます。『地域協議会への諮問については、地方自治法第202条の7第2項の規定の趣旨に基づき、「その公の施設の設置が区域の住民の生活に及ぼす影響について」の意見を答申していただくというのが諮問の目的であると考えているが、地域協議会からは「どのような答申をするかは地域協議会の裁量に委ねられており、答申を住民生活に及ぼす影響について聞くという条件を付けることは、地域協議会の活動を制約することにならないか」との意見もある。』ということです。

次の段落で、『公の施設については、利用形態（全市的、広域的な利用に供する等）にかかわらず、当該区域の地域協議会に諮問すべきものとして取り扱っているが、当該区域の地域協議会のみならず全地域協議会に諮問すべきとの意見もある。』

昨日の地域協議会会長会議の中でも、この影響という質問の仕方があまりにも漠然としていて、何を聞いているのかよく分からない、あんな漠然とした諮問のされ方では何を答申したらいいか分からないという趣旨の発言があったと思います。それとここに書いてあるのは、ちょ

と違って、そういうふうに影響について聞くということになると、地域協議会の議論を一定の枠の中にはめてしまい、限定することにならないかということですね。ちょっと趣旨は違うのですけれどもね、ここに書いてあるのと昨日の会長会議のご発言と。

要はどのような諮問の在り方がいいのかということをやっと検討したいということかと思えます。

2点目については、よく話題になる厚生産業会館であるとか、水族博物館とか、昨日の会長会議ではクリーンセンターという話も出ましたが、わりと大きな公の施設については、全地域協議会に諮問すべきじゃないのかということも議論にある。ただこの件については、昨年議論しましたので、それはいいかなと思うのですが、1点目の諮問の仕方ですね。影響についてという諮問の仕方は、一方では枠をはめているのではないかということもありますし、他方で、漠然としすぎているのではないかというような趣旨のご指摘があるということ踏まえて、それをどう考えるかご議論いただきたいと思えます。

#### 【牧田委員】

ここにもありますように、基本になっているのが地方自治法ですね。「住民の生活に及ぼす影響について」というような形で記載されていて、それに基づいて上越市の条例が作られていて、それに則った形で諮問が行われているということですね。それに対してどう答えていいのかよく分からないということがあるとすれば、もう少し違う説明の仕方なり、このくらいの範囲まで含みますよということを、示すことが必要だということですね。

#### 【山崎座長】

ただ、漠然としすぎてよく分からないという趣旨で、例えばこんなことをというように示すというのは、むしろ制約するという、ますます縛るという話になってくる。

#### 【塚田課長】

ご参考までに、地方自治法第202条の7第2項の規定には、住民生活に及ぼす影響についてということまでは明記されていなくて、その趣旨はどこから採ってきたかという、逐条解説に書かれているところを、我々はよりどころにして、諮問しているというのがあります。

それから公の施設の設置について、当該区に聞くということの考え方として、地域協議会委員というのはその区で選出されているわけですから、当該区のことについての議論をする点が議会と違っているというお話が中間報告書にあったと思えます。

全市的な施設については全市にという議論がありましたが、基本的に公の施設は市民の利用者を限定しておりませんので、どんな公の施設であっても全市民が利用できるものであること

から、全市的な施設か否かという基準はなかなか設定しづらいというのが1点あります。そういうものを前提にしたときに、その公の施設の設置や管理について当該区に聞くということの趣旨はやはりそこに住んでいる住民に対して、その公の施設を作ったり廃止したり管理のやり方を変えることによって生活に影響がありませんかとお聞きするのが趣旨であろうと。市長としてはそのところを聞いた上で政策判断をして、そして今度は全市的なところについては議会の審査を受けるという、こんな整理で我々は考えているところです。

**【山崎座長】**

今の整理を踏まえた上で、まずこの制約ということなのですが、制約するというのはどういう意味で制約すると受け取られているのですか。

**【塚田課長】**

我々がご意見を伺ったのは議会の中です。その中で地域協議会自体は諮問されたことに対する答申だけではなくて、自主的な審議ができる権能を持っている単なる諮問機関ではない組織に対して、市長が住民生活に及ぼす影響について意見を聞くということ自体が、その権能を制限することにならないかというような趣旨のご発言だったと理解しております。

**【山崎座長】**

ということは、例えば建設の是非みたいなことまで本来議論したっていいはずなんだということですよ。けど、この影響についてと言ってしまうと建設することはあくまで前提で、まず建設ありきという枠をはめていいのかということだと思っております。これについてはどうでしょう。

**【宗野副座長】**

例えば、議会で審議される前の段階の諮問であれば、もう少し大きな観点からの諮問というものもあり得るかなと思うのですけれども、まずどの時期でこういった諮問が行われるのかということが重要な論点になると思います。市としての指針はあるのですか。

**【塚田課長】**

公の施設の設置に関して諮問するのは計2回やっています。1回目は基本構想案を作った段階です。施設を建てる手順として、まず基本構想を作って、それから基本設計をして、実施設計をして工事着手という段取りになります。その最初の基本構想ができた段階でこの施設の設置について、第1回会議資料4-3の中段に条例を挙げてありますが、第7条第2項の第1号「地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項」に該当させて、必要的諮問事項ということで諮問をさせてもらっています。それから今度は公の施設が竣工しまして、

供用開始するにあたり設置条例を決めなければいけませんので、その条例案ができた段階で、今度は管理の在り方について諮問をするということになります。

これまで明確に地域協議会に示してきたかという、ちょっとこの辺があやふやなこともあったのですが、厚生産業会館の一件からその点について整理を進めているところで、我々としては、まずは構想段階のところで設置について聞き、その諮問答申が終わった段階で、今度は管理の在り方ということで、条例の中身について決めます。条例の中身と言いますと開館時間や料金などについてお聞きするというようなことです。

**【山崎座長】**

確認しますと、今議題になっております住民生活に及ぼす影響について諮問するのは、今の整理でいいますと2回目の諮問の段階でということですか。

**【塚田課長】**

まず1番目に基本構想、こういう施設をその地域に作りたいという構想を作ります。その段階ではその施設を造ることによって住民生活に及ぼす影響がありますかという聞き方をしていますし、条例の段階でも管理の仕方について住民生活に及ぼす影響がありますかという感じで聞いております。2回とも同じ観点です。

**【山崎座長】**

同じ影響についてということになるんですね。

そのことも踏まえてもうちょっと詰めた議論をしたいと思います。

**【宗野副座長】**

条例の第7条2項の中で『あらかじめ』という文言があるのですが、この時期を確認したいというのが一つ。

もう一つ、住民生活に及ぼす影響について諮問されて、そこで答申する時に、答申の仕方というものに関して、市としての何らかの期待、こういう答申をしてほしいというようなものがあるのか聞きたいのですが。

**【塚田課長】**

厚生産業会館の最初の答申でまずお聞きしたのは、設置についてということでお聞きして、そのときはまだ住民生活に及ぼす影響についてということは明記していなかった。そのときに構想自体については不適當という答申をいただき、付いてきた理由が4つありまして、この4つが我々の目から見ると相反するものが入ってしまっていて、参考にできないということから意見の集約を求めました。そのときに集約の観点として住民生活に及ぼす影響についての観点で意

見の取りまとめをお願いしました。結論は変えてもらわなくていいので、反対の理由だけ集約をお願いしたいということで出しました。そのときに構想の是非について議論していただくのは全く問題ないのですが、こちらとしては、これについては議論していただきたいという核があるだけであって、それ以外のものについて議論するなというところまでは求めていませんということはお話させてもらっていますし、その後、公の施設についてお聞きするときも、住民生活に及ぼす影響をお聞きしますが、それ以外の部分について議論していただいても、こちらとしても制限はしませんということをお話しているのですけれども。ただ、そうやって聞くこと自体が制限をしているという、そんな流れです。

#### 【宗野副座長】

これは答申を出す前にいろいろ議論しないといけないですよ。例えば1年、あるいは場合によっては1年半、2年かけて議論しないといけない案件もあるわけで、その辺りを少し時間をゆっくりかけて議論したいという思いがあると思います。議論する中で、大変複雑な情報、専門的な事柄に接しないといけない、専門家の話を聞いても全然分からないということがあると思うのです。あるいは地域の声をまとめる上で、アンケートとか個別の調査が必要であるかもしれない。そうしないとなかなか意見の集約というのができない。そういう案件というのはあり得るんですかね。クリーンセンターなんて多分そういう案件ではないかと思うのですけれども。そこで今の地域協議会の体制だと、クリーンセンターのような案件については意見をまとめるのはなかなか難しいのではないかという気がします。

それは今の問題と直接関わるものではないかもしれないけれども、考えておかなければいけないと思います。

#### 【山崎座長】

そうですね、住民生活に及ぼす影響についてという言葉をもとに受け止めて、影響をちゃんと調べようとすると、いろんなことの意味を聞かなくてはいけない。あるいはもっと専門的な知識を勉強しなくてはいけないということは確かにあるかと思います。その辺、制約するしないという話ではなくて、むしろそういう問題かなという気がしますね。

これは我々の中間報告の中にも書いてありますが、原則としてまとまった見解を示してほしい。例えば厚生産業会館の例でいうと、こういう複雑ないろんな観点から考えなくてはいけないものについては、一つの見解にまとめるのは難しいということはあると思います。だからそれにもかかわらず期限内に答申を出してくれというところに、そもそも無理がありはしないかということは考えておかななくてはいけないのかなという気はします。

## 【塚田課長】

基本的に諮問答申は、1か月間ということでお話をしています。諮問して1か月後の地域協議会で答申をいただくというのを基本に考えてもらっています。諮問を実際にする前には、説明を何回かやっています。厚生産業会館も相当な回数を担当課から説明させていただいています。逆に呼ばれていくこともあります。水族博物館やクリーンセンターについてもやっていますので、1か月前に初めて話を聞いて答申ということではなくて、半年とかそのくらい前からいろいろな説明をしてもらっている実態があります。小規模な施設等についてはそんなに早くする必要がないということもありますけれども、大きなものについては配慮させてもらっています。それと、我々もどう考えればいいのか悶々としているところなんです。地域協議会の委員は地域のこと、自らの利益になることについてボランティア的にやるということから、無報酬でやってもらっています。その地域協議会に、逆に言うとそこまで求めていいのかどうか、求められているのかというところがありまして、住民生活に及ぼす影響というところは、地域に住む地域の方々が身近な市民生活、主婦の視線、若者なら若者の視線で、極端な言い方をすると勉強しなくても感じる生活実感でいろいろ議論していただいて、その議論した結果を答申にしていただけであればそれでいいのではないかと。ただ、議論したいというのであれば、それはいくらでもしてもらっても結構ですし、我々も求められれば、逆に積極的にサポートするというようなことは当然必要だと思うのですが、そもそも地域協議会という制度自体がそれほど専門的に議論や調査をしなければいけないものなのか、そこまで求めるべきなのかというところなんです。

## 【山崎座長】

そのことは中間報告でも若干それについて触れているところはあるかと思います。基本的に非常に難しい問題でして、一方では今塚田課長が整理してくださったこともあるのかなと。あまりに専門的な議論しかできないような場にしてしまうと、むしろ委縮してしまう。そんなこと議論できないから委員なんか絶対やらないということにもなりかねないわけですよ。ただ、他方ではこういうことをちゃんと受け止めて考えようとする、やっぱり自分達も勉強しなくてはいけないなというのは自然の流れだと思います。だから、あくまでも実感でいいんです、あまり踏み込んだ検討をしてもらわなくていいんですという言い方も、これも変かなという気がしますね。そこが非常に難しい問題で、今日の議題の地域協議会の在り方、今後について話すべき役割という点にも絡んでくる論点かなということは思うのですが、もう1点だけ私から付け加えさせていただくと、やっぱり諮問である以上は答申は当然期待するわけですがけれども、

この件についてはあまりにも専門的なことを考えなくてはいけない、あるいはいろんな意見があるということで、うちとしてはここまでは議論したけれども、ここから先の判断はできませんでしたというような答申の仕方があっても、私はいいのかなという気はするんですね。だから是が非でも白黒はっきりさせようとするのはちょっと違うのかなという気はするんです。

【加藤委員】

やっぱり受ける側とすれば、行政から来た諮問に対して答え方をどうするのかということになって、やっぱり白黒つけなければいけないということになると思うんですね。

【山崎座長】

それが多分プレッシャーになるってこともあり得るから。

【加藤委員】

白黒つけるためにはやっぱり勉強が必要だし、そうなってくると難しいことは分からないとなる。先ほどの塚田課長の話で、生活実感で答えていただいていた方がいいということですが、その辺が一つの整理の仕方だと思います。諮問のタイミングにもよりますけれども、例えば今は基本構想を作る段階だからここまでのラインで諮問しているのでここまでは要らないという、ある程度のラインがあって、そのラインに合わせた答え方というのは整理しておく必要があるかなと思います。

【山崎座長】

確かにそうですね。先ほどの塚田課長の話では2段階で諮問するという話だったのですが、1段階目の基本構想レベルでお話を伺うときは、どの程度のものを求めているのかというのを、もうちょっとメッセージとして出してもいいのかもしれないですね。それをやらないと確かにどこまでのことを答申として期待されているのかピンとこないと思います。まともに受け止めることになる、とことん議論なくしてはいけないということになりかねないですね。

【加藤委員】

そういう中で、難しすぎる、さっきのクリーンセンターもそうですが、それは本当に地域協議会に対して諮問するべきものなのかという、そういう判断が段階を追っていくごとにできるのかなと思います。ただ条例を見ると設置に関する事項と書いてあるので、これを正直にとると、それこそ建設の是非までどうだということになるのですけれど、条例に書いてあることを大事にするのか、あくまで市民生活の影響に対するものを大事にするのかというのは、ちょっと差があると思います。

【山崎座長】



ただ、厚生産業会館やクリーンセンターについて、これを本当に当該区に諮問すべきなのかどうかということの是非というのを判断するという話になったら、これはこれで難しい話になるので、何を、どの基準でもって、それを諮問するしないを決めるのかということにもなるわけですね。これはある意味、条例に忠実でいいのではないかと、いくら難しかろうが何だろうが、やっぱり基本は諮問すべきだと思います。

つまりこの案件は諮問するしないということ判断するのではなくて、それは当該区で構想がある以上、やっぱり諮問するんだと思うんです。ただ、諮問の仕方、いったいどの程度のことを今回の諮問では答申として求めているのかということ、もうちょっと分かりやすく示す必要はあるのかなという気はします。

**【宗野副座長】**

中間報告で答申の在り方として、地域の声を一つに集約する機能が地域協議会にはあるので、答申は集約されたものが望ましいと書いてありますよね。ただこの間のいろいろな経緯を見ると、議論を単純化しすぎたかなという気もするのです。

地域協議会の役割として、もちろん意見集約が一つの役割なのですが、自治区のいろんな声とか意見というのがあって、それを表に出す意見表出機能といいますか、それもあると思います。ですから、集約された答申は出せなくても、あんな意見もあつたし、こんな意見もあつたと。それでやっぱりこれ以上は判断できないんだといったような答申の在り方は、また深く検討しないといけないと思います。

**【山崎座長】**

これは私も感じていたところで、原則としてはもちろん意見集約だと思うのですよ。ただ、集約できないというのはあり得るわけで、仮に集約できなくてもいろんな声を拾い上げたということの意味ですね。それもやっぱり地域協議会の役割として重要だと思うのですよ。

**【塚田課長】**

その場合、答申をして、意見書にしようというときに、適当とか不適当という判断もできないのではないかなと思うのですよね。

**【山崎座長】**

そうですね。

**【塚田課長】**

厚生産業会館のときは、不適当で理由が相反するという、結論は不適当なだけけれど、理由が集約されていないという我々にはどうにもならないので、もしそういうことを制度的に受

け入れるのであれば、そのときには適当、不適當の判断ができないという上で、そういう意見がありましたといって出てくるのがいいのかなと、今お聞きして思ったところですが。

【山崎座長】

おっしゃるとおりです。恐らく、あのとき不適當で答申したのは、つまり不適當という言葉自体が多分不適當で、判断できないという意味だと思いますね。つまり両論併記だから、判断できないにもかかわらず何らかの答申を求められて、それで今の段階ではこれにゴーサインは出せないという意味で不適當ということだと思っうんですね。

原則としては確かに一つにまとめて意見書にできればいいのだけれど、できないということもあり得るということ、まず認めるということも大事ではないかなと思っうのです。

【塚田課長】

この地域協議会に対して諮問、答申を受けるということによって市長が政策判断をする材料に使うということから、要は地域として諮問に対して答申が出せない、まとまった結論なり意見集約ができないということ自体は、それだけ地域に多くの意見があるということが分かるわけですから、そういう意味でそれも一つの返事と取れると思っうんですね。議会と違って結論を出すわけではないので。

【山崎座長】

そういうことです。

【牧田委員】

資料にあるのは住民生活に及ぼす影響という文言がまず問題なんですという話ですね。それが逆に縛っているという指摘ですよ。これについては、ほかのいい文言があるなら考えるなり、あるいは例示か何かを示すなりすればいい。その上で今はむしろ文言の話ではなくて、どこまで地域協議会に求めるのかということで、やっぱりいろんなレベルであり得るので、場合によっては本当にまとめられなくて、結論を出せないということも多分あり得るんだと思っいます。

そうすると答申としては集約できなかったというような形での答えもあり得ると。時期も限られているし、非常に専門的な判断になってしまったり、どうしても意見が割れてしまうということがあり得ますので。もちろん前提は一本化して、集約するというのが基本ですから、何でもかんでも3対4でだめでしたとかではいけません、どうしてもということがあり得ると思っうので、それは地域の意見として集約不能というような形で答えるということもあり得るというふうに私は思っいます。

【山崎座長】

我々の中間報告もそこをちょっと書き直す必要があるのかなと思いました。今はそんなとこなのかなと思います。今この段階で文言をどうするのかということを議論する必要がないかなと思います。それが終わったら考える。

【牧田委員】

基本はやっぱり条例ですから、この条例が示す形で、これを聞きたいがゆえに、今度は生活に及ぼす影響という形で表現していますということが伝わっていればそれでいいと思います。

【塚田課長】

文言がどうかということも一部にはあるのですけれども、そもそもその住民生活に及ぼす影響を聞くということ自体が、設置する当該区の方に聞くということの意義だと思うのですね。例えば建設の是非について、もし市長が聞いた場合に、なぜその区だけに聞くのかということが説明できないんですね。その当該区に聞くという意義からすると、その区に対する影響はどうですかと聞かざるを得なくなってくるという。だから聞くとすれば、そういうスタンスにならざるを得ないので、そういう考え方がいいのかどうかをちょっとご議論いただければと。

【山崎座長】

それはおっしゃるとおりです。だから基本はやっぱり当該区に及ぼす影響なんでしょう。どう表現するかはともかく。ただ、それを議論していくと、是非ということまで考えざるを得ないということはあるんですよ。

【笹川部長】

是非というところの中身なんですけれども、もちろん反対があってもいいと思います。というのは、今クリーンセンターの設置について、市としては便益施設ですが、その区にとってみれば便益施設ではないわけですよ。そういうものが例えば高田区に諮問される場合だってあり得るわけですよ。そう考えると、その施設があってもいいし、困るという意見もあってもいいと思うのですよ。だから拒否があったりとか。ただその高田区に聞いていることの中身をどう捉えていただくか、どう表現するか、中身をどういうふうに議論していただくかというのが重要だと思うのです。

【山崎座長】

おっしゃるとおりで、建設の是非そのものをメインにして問うわけではないですね。建設の是非ということであれば、何で高田区だけに聞くのかという話になるわけだから、それは全市に聞くべきだろうという話になるわけですよ。それは違うんだらうなという気はします。そ

これは今おっしゃられたように、これができるとその地区の生活にどう影響が及ぶでしょうかねという、文言はともかく、聞く趣旨はそうなんでしょうね。

ただ難しいのは、そもそも論を議論しないと、これはこういう影響がある、マイナスの影響がある、だったら造るのはそもそもおかしいのではないかというのはあるわけですよ。

**【塚田課長】**

市としては要るのだろうけれど、うちの区にあつたら困るよと。要は住宅地、商業地なのに、全然似つかわしくない施設が来るのであれば、それはちょっと違うのではないかという話もあるでしょうし。もう一步進めれば、そもそも今、市にとってこの施設が必要ないのではないかという議論も上がってくる。それは話の過程の中で議論してもらって構わないです。

ですので、我々としては、こういう趣旨で聞いているので、その趣旨で議論した結論をいただきたいし、プラスαして議論したのもいただいても構わないのだけれども、プラスαだけで、聞いていることが返ってこない、それは今度市長が政策判断できませんよとなってくるところがどうなのかなと。

**【笹川部長】**

それと先ほどの意見集約についてですけれども、結果的に意見がどうしてもまとまらないということはあると。でもやっぱり一つの区として、地域協議会としては、区の意見を代表するというのが、一つの役割としてあるわけですから、なるべくそれに向けて努力をしていただきたいというのはあります。結果としてそれがだめだということがあるにしても。

**【山崎座長】**

それはおっしゃるとおりだし、我々も否定はしていないと思うのですが、ただ、そのことだけを全面に出してしまうとプレッシャーになるわけですよ。要するに、こんな案件を一つにまとめろ、例えば8月31日にまとめろと、行政は何と無茶なことを言うという。そういう反応にもなりかねないわけですよ。それもやっぱりちょっと違うのかなという気がするのですよね。

それはやっぱりメッセージとして、細かい出し方なのかもしれませんが、一つにまとめていただきたいんだけど、まとまらなかったらまとまらなかったで、それはそれとして受け取りますというようなことも一方で言うておくということも大事かなという気はするのです。特にこういう複雑な案件についてはね。どういうふうに伝えるかは別ですけども。

**【宗野副座長】**

市長に対して地域の思いというか、地域にはこういう事情があつて、こういう意見があるんだということを、政策判断の材料として受けるということは理解されているわけですよ。そ

うであれば確かにさっき事務局がおっしゃられたように、単に良い悪いということではなくて、仮にだめだというような議論が出たとしても、では何故だめなのか、どういう意見、どういう経緯があつてだめだというケースになったのか、そういったところまで答申に書き込めというのは相当大変なことだと思うんですよ。いろんな意見があつて、こういうふう悩んで、最終的にはやっぱり一つにはまとまらなかったんだという、簡単なストーリーをまとめておくと、市長にとっても非常に有用なのかなという気がしますね。

**【山崎座長】**

今の宗野委員のご発言、私も大事だと思います。宗野委員はよく議論の質が大事だということをおっしゃると思うのですが、まさにそれだと思うんですよ。こういう案件は白黒の結論を望むのが重要というよりは、どんな議論がそこでなされたかということが重要だという話だと思うんですね。そういうときは、特に通常の答申書とはちょっとまた違った形が必要になってくると思うんです。それはどんな形で答申をいただくのかということとも多分絡んできて、それをちゃんとまとめようとするとならやっぱりそれも相当議論も必要ですし、時間もかかってくることにもなりますよね。それは、どんな議論がそこでなされたということをちゃんとレポートみたいな形でまとめることについて、当該所管の総合事務所なりセンターがサポートするということはあってもいいと思いますね。

**【塚田課長】**

答申書以外にそういうものがあるとすれば、現状は議事録ですね。

**【山崎座長】**

ですよ。ただ、それだけの議論をしたのだから、それは委員としてもまとめたいというのがあると思うんですよ。そこを委員だけでまとめきれぬかというのがなかなか難しいですよ。

**【宗野副座長】**

大変な作業に見えますけどね。自分達の議論の経緯を振り返って、それを文章化していくというのは、大変な話だなと思います。そこで総合事務所なり、センターが関われば大変いいことだと思うし、できればしてほしいと思います。

**【山崎座長】**

恐らく言えることは確実にそういうことを積み上げていくことが、この地域自治区、地域協議会の仕組みを定着させ、成熟させていくことにつながるという気がするので、これはやっぱり大事なことという気がします。

1 回整理させていただくと、趣旨としては生活に及ぼす影響についてという趣旨でいいんだ

ろうということは確認できたと思うのです。聞き方の問題で、先ほど2段階という話がありましたけれども、この段階ではどのようなことを求められているのかということ、もうちょっとメッセージとして分かりやすく伝えられるといいというご議論だったと思うんです。加えて答申の在り方としても、もちろん一つの考え方を、うちの区としてはこう考えていると示せばいいのだけれども、そういうことができないこともあり得るわけだから、そのときは集約不能とか、白黒は付けられないというような答申の在り方もあっていいということも含めて、それは諮問のときに言うのか分かりませんが、要するにあってもいいんだよというメッセージを伝えるべきだし、今の宗野さんのご発言であったように、そういうときは特になんでそういうことになったのかという、議論のプロセスが重要になってくるわけですから、その議論のプロセスも何らかの形ではっきり分かるように、それこそ市長の材料に使っていただけるようなものをまとめられるといいという話ではなかったかなと思うのです。いかがでしょうか。

【塚田課長】

先生方からお聞きしている中では、上越市は諮問、答申の数が桁違いということですが、他の自治体の中で、似たようなことで悩んでいる自治体はありますか。

【山崎座長】

他の自治体では諮問なんてほとんどやらないようなところが多いわけですから、まさに参加型の上越であるがゆえにここは大事にしたいということではないですか。だからこれは上越であるがゆえの悩みであるし、これから発展させていくためにも丁寧にやりたい部分ではないかなという気がします。

とりあえず今の話というのは、ほかの論点とも絡んでくると思うので、1回切りませんか。

後は残り3点の中から今の話の絡みでいうと、「地域協議会の今後について」を先にやりますか。果たすべき役割は何なのかという話だと思います。第1回目の資料4-3でいうと、6ページ目の一番上ですね。地域協議会の今後について「(1)地域協議会の果たすべき役割は何か」ここに課題として挙げられているのは、「検証を踏まえて市民、地域協議会委員、市が地域協議会の果たすべき役割について改めて共通認識を持つ必要があるのではないか。」ということですね。

私から口火を切らせていただくと、もちろん諮問に対する答申をするというのが基本的な任務ですよね。ただ、今の議論の中で明らかになったのは、必ずしも一つの見解をまとめて出すということに意味があるのか、もちろんそれはあるのだけれども、意見表出として、多様な声、あるいは潜在的な声をまず表に出す。そしてそれを整理する。そういうのも地域協議会の重要

な役割であるということが今の議論の中で明らかになってきたのではないかなという気がします。

**【宗野副座長】**

諮問の内容も相当難しいものがここ1年2年で出てきているので、地域協議会が果たしてきた役割というの、より難しい役割を果たしてもらっているのではないかなという気がします。

そういう意味でやっぱり拡大深化という局面にあるような気がします。そこでこれは集約だけではなくて、質ということですね。それはすごく大事なことなのかなというのは、ここ1、2年の諮問答申の経過から浮かび上がってきたのではないかなという気がします。

**【山崎座長】**

要するに議会は最終決定が求められるけれども、地域協議会は別に決定まで求められるわけではないですよ。だからそれは必ずしも集約しなくたって、それはしょうがないということがあり得るわけです。

**【宗野副座長】**

議会の話が出たので、ここで議論すべきことではないのかもしれませんが、表出された意見、いろんな意見が自治区の中にあるということ、議会としても受け止めることが大事かと思えます。

市長だけに届けられるのではなくて、議会としても、政策形成の上でも非常に重要な情報です。ものすごく大切です。

**【山崎座長】**

そうですね。もし我々が今議論したように、もちろん集約は求められるのだけれども、必ずしも出せないこともある。そこに至らないまでもいろんな意見を出してもらい、それを一定程度に整理することに意味があるということだとすると、委員の立場からすると、これだけ議論して整理が付かなかった、ではこれは一体何の意味を持つのかという話になってくると思うのです。それを受け止めてくれるということを担保することが必要で、それが次の都市内分権にも多分つながってくると思うのです。集約されないから意味がないのではなくて、集約されなくてもいろんな意見が出たことがきちんと受け止められるんだということのメッセージを制度的にも担保するということが、なおさらこういう話になってくると必要になってくるのかなという気はしますね。

**【塚田課長】**

今の受け入れられる制度的担保という話についてですが、いろんな意見が出てくれば、当然

相反するものもあるでしょうから、出たものが市長の政策判断に使えるものは簡単には半分しかないとか、4分の1しかないといったことになります。そうすると残ったほうが、要は受け入れられないということになりかねないので、そこが受け入れられる担保というところまで言いきれるのかどうかというのは、ちょっと疑問になったのが1点と、もう1点は、私どもでは諮問、答申とは別にパブリックコメントを行っていて、これは全市民に対して考え方をお示しして、意見をいただくという、これとの違いをどう整理したらいいのかと。同じことを聞くのであれば、パブリックコメントで聞きますから、当然その区の方々も意見を言う機会があります。そうすると、意見集約ができなかったことを認めることまで否定するつもりはないのですが、パブリックコメントと違う点として、意見を集約といいますか、何か方向付けがないと、ちょっと整理が難しいなと思っています。

**【宗野副座長】**

前もパブコメとの違いはちょっと議論になったと思うのですが、地域協議会で表出される意見というのは、もちろん個人的な意見が表出してくるのだろうけれども、仲間、地域協議会の委員という中で複数の人間、十数人、二十人の人間が協議して、いろいろ相手とやり取りしながら自分の意見を作る、練り上げていくわけですね。そこで出てきた意見とパブコメって違うと思うのです。パブコメってやっぱり個人として出すので、出た時点では同じものに見えるかもしれないけれども、それぞれに出されるプロセスというのはやっぱり違うので、そこはちょっと分けたほうがいいのかなという気が私はします。

**【山崎座長】**

分けたほうがいいのか、事実違うわけですね。プロセスを踏んで、お互いやり取りした上でのことですから、それは明らかに違いますし、もっと言うと仮に一つに集約されないとしても、そういう意見が、例えば高田区で出ているんだと、それが高田区の今の声なんだというような扱いになるかと思います。

**【宗野副座長】**

地域協議会の協議の中で出される意見というのは、やっぱり文脈があるんですよ。協議会での審議を経て、私はこういう意見を言ったんだという文脈があって、その文脈が会議録の中で明確に出ている。それはパブコメとは違う。

**【山崎座長】**

おっしゃるとおりで、単なる個人意見ではないわけですし、やっぱりそれは重みを持つと思うんです。パブコメ以上に重みを持つのは当たり前のことではないかという気がします。あと



1点目の担保と言った場合にどうなのかという話なんです、結果としてある人の意見が反映されなかったということは当然あるわけですよ。それは、ただ反映する・されないという話ではなくて、その出た意見についてちゃんと取り上げられたかどうか、議会だったらこういうことの見解があるんだということを議論しているのかどうか、という趣旨です。結果としてその声が決断に活かされていないというのは、当たり前でいくらでもあることで、それは分かっただけで済むと思うんです。そういう声があった、それを聞いた上で、ただ結論としてはこっちだよということであれば、多分納得いただけるのかなという気がします。

**【加藤委員】**

一つ大事な役割とすれば、行政から受けるだけじゃなくて地域の中を自分達で、自主審議という形で考えているというのが大事ですよ。

**【山崎座長】**

自主審議の重要さというのは、我々の中でかなり共有できている認識だと思います。

**【加藤委員】**

そこから進んで、自分で考えてそれを行政に要望したり、提案するだけではなくて、自分たちの地域として何が足りないのかを、自らが頭となって考えて動けるかどうかというのを、今後期待をしたいなというところはあります。

**【山崎座長】**

事業主体ではなくて審議機関ですからね。ただ、地域でこれが足りない、あるいはこれをやらなくてはならないとはっきりしてきたときに、ではそれを誰がやるのか。要するに協働というか実行に、一体地域協議会がどこまで関わるのか、どう関わるのかということではないかなと思うんです。例の「地域を元気にするために必要な提案事業」というのは、整理すると地域協議会が核になって、いろんな地域の諸団体、あるいはそこに行政も加わって提案を練り上げていくという話ではないかと思うのですが、その考え方の中にどう地域協議会も実行に、少なくともアイデア出しというか、実行という面でどこまで関わるのかという話だと思うんですよ。

**【牧田委員】**

実際に何か行動するというのは難しいものですが、事業主体にはなれないが、実行を見越したプランを作るところまではやれるはずですよ。恐らくそこまでなんだと思うんです。それを地域の側でも何か主体的に動かさなければならないとなれば、それを実際に動かしていくのは、例えば住民組織であったりとか、町内会であったり、あるいは様々なNPOだとか、そういう

諸団体がということになってくると思うんです。

**【山崎座長】**

地域活動支援事業について、基準を考え、それに基づいて審査をすることで、地域協議会の役割はかなりはっきりしたという声をよく聞き、住民に対して地域協議会の存在意義がかなり明確になったというのがあると思うんですよ。ただ、それ以外に何があるのだろうということだと思っんです。だから、地域協議会が実行を見越したプランを、その地域の諸団体とどう作っていくのかという、もうちょっとイメージを出していくというのもあるのかな。そうすると、この提案事業がなかなか出てこない理由の一つとして、実際どう動けばいいのか、そこで地域協議会がどんな役割をして、どう働きかけてというところがまだ見えてこないから、なかなか提案も出てこないということなのかもしれない。

**【宗野副座長】**

地域を元気にするために必要な提案事業については、行政を含めて4者会議という言い方を我々はしますが、やっぱり4者が集まって、いろいろ議論をしたりということが必要だと思うのですが、その中心に地域協議会がいるかどうかというのは、実は区によってかなり違うのかなという気がします。人が重なっているんで、結果的に地域協議会といわゆる住民組織というのが協働というか一緒にやっているところもあるし、地域協議会が音頭をとっているところもあると思います。そこで4者が集まっている議論をするような場面が一体どこで行われているのかということ。例えば地域協議会でこれが行われていれば、非常に我々としては喜ばしいことなんだけれども、なかなかそういう場面は想像できない。例えば地域協議会の月1回行われている定例会の中で、他の町内会長協議会の人たちとかが出てきて、いろいろ協力するとかはあまり考えられない。

**【山崎座長】**

趣旨もまた違うしね。それは明らかに定例会ではないので。

**【宗野副座長】**

だから、定例会の前後にそういうのをやってもおかしくないんですけども。

**【加藤委員】**

正直、4者で会議をする場というのは今までなかったわけですよ。町内会長連絡協議会にしたら、地域の全体に横並びで各種団体をそろえてという場がない。市で主催すればそれは集まるでしょうけれども、本当の地域の声にはなりにくい。そうしたときに地域協議会の役割として、今後そういったことが必要なんではないかということになると、集まりやすいのかと思

うんですよ。そこで、昨日、三和区の住民組織にお邪魔したんですけども、やっぱりそういう構想を練っていらっしゃる話も聞いたんです。実はまだ1回も開かれていないというお話をされていた。開かれていないということは、今まで実働していたから必要性という部分をやっぱり感じていらっしゃらないのかなという部分があつて。

**【山崎座長】**

その受け取り方なんですけど、私も昨日一緒に話を聞いていたのですが、そのときに紙を見せてもらったんですよ。正に今の4者の関係図というのが描かれてまして、そこで課題検討会という言葉が使われていたと思うんですけども、あの図柄が作られたということは、やはり4者協議をする必要性は、一応認識していると思うんです。ただ、誰がイニシアチブをとって、どう動くのかというところまで詰められていなくて、多分それは三和区だけに限った話ではなくて、やっぱりその連携が必要だよということがよく聞く話ではないかと思うんです。それをどうやってやっていくのかといったときに難しいと改めて思ったのは、実際に普段動いている人、例えば町内会とか、13区だと住民組織がいろんなイベントをやったり、場合によってはサービスのことをやっている。

実際にやっているのはその人たちだとすると、そういう実際に動くということはむしろそういう人たちが実際やっている可能性はあるわけですよ。アイデア出すにしてもそういうところから出てくるので。そうだとすると、地域協議会から出すということが現実としてあるのかという話にもなるわけですよ。もちろんこれは区によって違う、地域によって違うのだけれども、多分そういうことと絡んできますよね。ただ、4者会議の場を設けるといったときに、やっぱり場の設定自体は、地域協議会の会長が呼び掛けてということになるのではないかな。

**【宗野副座長】**

午後には頸城区に行きまして、くびき振興会の話をうかがったときに、4者が集まって、これからどういうふうに事業を作っていくのかという検討会をやると、年に2回くらいやりたいと、要するに提案したいとおっしゃっていたのですが、ではその2回の会議を開く場というのはどこかという、地域協議会とおっしゃっていたと思うんですよ。これはもちろん議事録に残らない会議ですが、集まっている議論する場として地域協議会というのがあるんだということ、区によってはちゃんと認識されている。

**【山崎座長】**

参考までに、宗野委員は大湊区の事情に詳しいと思うのですが、大湊はどうなっていました

か。

**【宗野副座長】**

地域協議会で部会を作って、部会ごとに地域の課題を探っていくって、その課題に対応した事業提案をしていこうと。

**【山崎座長】**

つまりこういう分野、こういう事業であれば、例えばこういう団体が絡んでくるからそういう人たちと、みたいな話ですかね。

それは明らかに地域協議会が核ですよ。当然、前提となって考えていく。

**【宗野副座長】**

アンケートを行ったのも地域協議会の委員が作った部会ですので。

**【加藤委員】**

もう一つはきっかけとしてこういう会議を持つ必要があるんだというときに、地域協議会は地域活動支援事業の審査をやっていますけれども、やっぱり選定基準というのがそろっているわけですよ。その基準は本来、地域をどうするかというプランがあればいい。その審査基準となるプランを作るためにはやっぱりみんなの声を聞きながら、実行部隊も入ってこなければいけないんだという、そういう流れになると思うんですよ。そうするとやっぱり、4者の中で一番その会の必要性を感じているのは地域協議会なのではないかというストーリー立てもできるのではないかと。

**【山崎座長】**

確かにそういう地域活動支援事業で何を採択し、何を退けるのかというときに、理想的に言えば高田区はこうありたいと、大潟区はこうありたいんだという一定程度のビジョンがあり、それに基づいてというのが筋ですよ。そういうことを4者の中でまとめていくことの意味は分かりますね。そういうことも含めて地域協議会の役割といいますかね。

先ほどは諮問に対する答申という観点で、先ほど表出も大事だということも出たと思いますが、今の話になってくると、実行ということも踏まえて、単なる表出ということを超えて、これを一つの地域ビジョンまたはプランという言い方をするかどうかは別として、そういうものまで練り上げていく、その中心的な担い手なんだと。

**【宗野副座長】**

だから地域経営という言葉があって、そういう役割といえるのかもしれないですね。中核というか器ですよ。

【山崎座長】

これは当然手足がないわけですから、実行部隊ではないというのは明らかで。ただそういういろんな主体を前提として、その人たちと一緒にプランを練り上げる中核であると。つまり、協働の要というのはそんな意味なんだよという議論は、前回もしたような気がします。

それは自分でやるという意味ではなくて、そういう協働していく方向性なり、あるいは連携の組み方なり、そういうことを中心となって担っていくというのが地域協議会という話があったと思います。その辺をもっと明確化していく、ただ地域によって事情が違うからどこまで出せるかですが、少なくとも、4者の連携の中核であるということは、もうちょっと明確に出していく必要はあるのかもしれないね。

【宗野副座長】

その必要性を感じている自治区が増えているというのが実感としてあります。それは頸城区や三和区の住民組織の聞き取りや昨日の地域協議会会長会議の中でもそういう思いが共有されているなど感じました。

【牧田委員】

それは諮問に対する答申と自主審議という、具体的には地域を元気にするために必要な提案事業という形で、大きな目標みたいなものでもありますので、それに限らず自主審議という形でやっていこうとすると、やっぱりいろんな人の意見を聞かなくてはいけないという流れになっていくと思うので、そういうところでじわじわ動いてきているんだろうなというふうには印象を受けますね。それでいいのではないかなと思いますね。

【山崎座長】

つまり自主審議と言われているものの中に、そこをもうちょっと明確にするというか、もちろんいろんな自主審議があってもいいのだけれども、中にはこれから大湊区をどうしていくのかと、何をやるのかというようなことについての議論、それを中核になってリードしていくという役回りもあるんだと。

【宗野副座長】

地域協議会がいわゆる本会議の中で、そういうものを自主審議で議論するという場面だけではなくて、地域協議会という器を使って、そこに例えば町内会長協議会であるとか、住民組織とかに来てもらって、本会議とは別の部分でそういう意見交換をしたり、協議をしたりという、そういう場面が構想されているのではないかな。あるいはもう実際に行われているところがあると思いますので、そのことをもう少しこう明確にしてもいいのかなと思いますね。

【牧田委員】

何か部会制度を作って、テーマごとに分かれて少人数でワークショップ的にやっていくという。最終的には会議の場で承認するということになるのでしょうけれども、そういう動きがどんどん出てくればいいですね

【宗野副座長】

地域協議会の活動というときに、本会議のあの緊張感ばかりずっと思い浮かべていたのですが、もう少し本会議以外のインフォーマルな場面というのが増えていくかもしれないし、そうしないと提案事業が出てこないです。

【山崎座長】

基本は諮問に対する答申ですから、それはそれでやるのだけれども、それとは別にこの10年弱やってきた結果として、やっぱり地域の諸団体との連携は必要で、一緒になって議論していく場が必要なんだという認識は大分出てきたということを踏まえた上で、通常定例会とは別にこういう場も設定していくことが地域協議会の役割なんだと出してもいいのかもしれない。

この点について、具体化は当然まだ、別途考えなくてはいいませんが、とりあえずいいですか。では5分間休憩しましょうか。

— 休憩中 —

【山崎座長】

では再開したいと思います。よろしいでしょうか。

【宗野副座長】

先ほど私が言ったことでちょっと訂正させていただきたいです。いわゆる4者協議の話で、大潟区の話が出ましたが、2年前から4者会議を2か月に1回のペースで大潟区ではやっている。ただ4者だけでは足りないということで、例えば観光協会であるとか、商工会とか、そういった諸団体の協力が必要であるということがその時点で認識されていたということです。あともう一つ、地域協議会の会議の日とは別に地域協議会会長が各種団体に招集をかけて協議を行っていたということですので、大変な仕事をされているなということをつけ加えておきます。

【山崎座長】

地域協議会はほかの団体、町内会長協議会とか、いわゆる住民組織と連携して議論していかなければいけないということ、連携していかななくてはいけないということの認識は、いろんな区でも出てきているということは確認したかと思うのです。ただ、それをどういう形でやっているかという、今ご紹介があったように、要するにプラスαでやってるわけですね。定例会は定例会としてやり、それ以外に終わった後にやるとか、あるいは別途また日を設けるとかという形でやっている。ただそれは当然負担ということにもなってくるわけですね。ですので、要するに役割の一つなんだと位置付けることが大事なのかと思います。つまり、おまけでやるということではなくて、それも地域協議会の役割の一つなんだと位置付ければ、例えば、月1でそういう諮問に対する答申を中心として会議をやっているとすると、例えばそれは2か月に1回でいいのかもしれない。要するに半分にして、残り半分は4者の、あるいはもっといろんな団体を含めた会議をやっていくのも重要な役割なんだというふうに位置付けたほうがいいのかという気がするんです。要するに単なる諮問機関ではないというほうがいいのかと思うんですけど。どうですか。

【牧田委員】

どこまで踏み込んでいいかわかりませんね。市長の附属機関の諮問機関みたいな位置付けが設定にある中で、どこまで出していいのかどうか。

【山崎座長】

確かにどこまでそれを制度化するかという問題はありますよね。

【牧田委員】

ただ、逆手に取る形で実質的にそうしていくというのは一つのやり方かなとも思うし、そのほうが好ましいなと私は思うんですけどね。

【山崎座長】

先ほど言わせていただいたけれども、やっぱり10年弱積み上げてきたことは大事にしたいという気がするんです。この議論をする中で、それは役割として位置付けるというほうがむしろありかなという気がする。確かに牧田委員がおっしゃるように、どこまで制度化するか。例えば条例改正とか。それはまた別の話ですね。

【牧田委員】

ただ必要ということをや。それでいいんですよ。

【山崎座長】

それこそ解釈ですね。

【牧田委員】

そちらのほうがいまいち機能が発揮されていなかったということを強化していけるのではないかと思います。

【山崎座長】

おまけでやるのではなくて、そのほうが良いような気がしますね。今の段階ではその程度の議論にしておきたいと思います。

今日は後残り、大きくは2点でして、話の流れからすると都市内分権についてからやりましょうか。

大きくこれは2つに分かれていまして（1）何を分権化すべきなのか、市長の権限の範囲内での地域分権の理解ということで、ちょっと読み上げます。『過去の議会で、「地域協議会が自由に予算編成できる一括交付金制度を創設し、市長が持つ予算編成権の一部を移譲する考えはないか」、「地域自治区をいくつかのブロックに分けて、それぞれに副市長を配置し、市長の権限を大幅に移譲する考えはないか」などの都市内分権に関する質問があった。』ということです。

課題としては、『自治基本条例において都市内分権を「身近な地域の課題を主体的にとらえ、市民自らが考え、その解決に向け地域の意見を決定し、市政運営に反映する」と定めており、国から地方へ権限と税財源を移譲するというような団体間の権限の分与としては捉えていないが、それでよいか』『当市における都市内分権は、市の基本方針やおかれている財政状況などを勘案した中で、可能な限り市民の声を市政運営に反映させていくものであり、自ずと一定の制約の中での権能にならざるを得ないが、それでよいか。』それが市長の権限の範囲内であるということだと思うのですけれどそれでいいのかどうか、そんなところを議論してほしいということですね。

もう1点も読み上げますと（2）区毎に違いがあつてよいか。現状としては、『地域活動支援事業では、自治・地域振興課で、事業の基本的なルールを定めるが、それ以外の補助事業の補助率や、補助金の上限や下限の設定、さらには、プレゼンテーションの有無など審査方法を含めては、各区のローカルルールを認めている。広大な市域を抱える当市では、それぞれの地域によって、まちづくりに対する市民の思いや、抱える課題は異なるものである。そうした地域の思いや課題を受け止めて、いかに市政に反映していくかということに対し、本事業はそのきっかけになり得るものであり、「地域のことは地域で決めてほしい」という考えの下で、制度設計に取り組んだ。』ということです。ただ、他方では、区によって違いがあるのはどうなんだというのもあったかと思いますが、それについて議論してほしいということです。



まず(1)ですね、これはかなり大きな論点だと思うのですが、何を分権するのか、まずはご自由にご発言いただければと思います。

ここで挙げられている一括交付金的なもの、これはこの会議でも何回か話題になったかと思っていますね。

**【牧田委員】**

それについては何も出せるものがないということですが、町内会に対する補助金とかありますよね。

**【小林副課長】**

補助金というか委託ですね。

**【牧田委員】**

委託だから違うのか。

**【塚田課長】**

そのときは予算編成権という表現をされたのですが、予算編成権となりますと、入りと出がありますので、当然それについては予算調整ということで市長の権限として最終的には議会に提案ということになります。そうすると市長の基本的な権能のところに関わるという認識で、この議会の質問に対しては対応したということです。

**【山崎座長】**

あと一つ声として挙がっているのは、例えばということでしょうけど、大きくりにブロックに分けて、副市長を配置して権限を大幅に移譲するというご発言もあったみたいですけども。これ、考えの前提になっているのは、実行部分も含めてということなんですかね。

**【宗野副座長】**

この2つ目のブロックのほうも議会から出た意見ですか。

**【山崎座長】**

議員からの発言ですね。

**【宗野副座長】**

市長の権限を移譲するための器として、副市長とブロックが出てきたのかと思います。権限と財政権ということですよ。

**【加藤委員】**

この一括交付金を創設して、予算編成権の一部を移譲するようなドラスティックに変えることを前提にすれば、こういう意見も出てくることになるのですけれども。今すでにここ何年か

の間で地域自治区、地域協議会をめぐって行われてきた議論、あるいは実践というのは、さっきから話題になっている4者協議、あるいは8者協議みたいなものがあるのだけれど、そこでその、自治区の大きな方向性を議論して、その中で事業として自分たちで提案していこうということではないですか。そういうものが今、実際に動き始めていて、これから落ち着いていくと思うんですよ。ですので、一括交付金とか予算編成権とかの議論が出てくると混乱しますよね。そういう観点からちょっと今議論するのはどうなのかなという気はします。

【山崎座長】

そうですね。こういう制度化というのは、現実を見ながらですよ。長い先にこういうことを考えられてもいいのかもしれませんが、今の段階でというのはちょっと馴染まないのかなという印象はあります。

【加藤委員】

例えば地域活動支援事業を今やっていますけれども、あれもあのお金の中で使い道を考えてくださいと、自由にとということなので、ここで言うところの予算編成権の一部、入りの部分は行政からしかないですけども、交付されているという面はあるかと思うのです。ですのでそれを、今後より使いやすくするために、一括交付金のように協議会に預けるのか、そういう次にどうするかということをもまず考える必要があるかと思います。

【山崎座長】

そうですね。牧田さんいかがですか。

【牧田委員】

現状にかなりドラスティックな考え方に対して、そこまで一気にいかず、市としては都市内分権を市の基本方針やおかれている財政状況などを勘案した中で、可能な限り市政運営に反映させていくこととしているのだから、それで多分いいのだらうと思います。それをより実質化していくということを保障できるような制度にしていくことだと私は思います。

【山崎座長】

私も皆さんと基本的に同じ意見です。議会の中でこういう意見が出てきたというのは、もうちょっと制度的にはっきりさせたほうが、地域協議会がもっと活性化するのではないかという思いからおっしゃっているのかなと推測するわけですけども、ただ、現実的にそれを受け止めるだけのものになっているのかというと、やっぱり違うのかなという気はします。だからこれは牧田委員がおっしゃるように、ちょっと先走りすぎているのかなという気はします。むしろこれは議会から出たみたいなんですけれども、議会との関係を、何かしら制度的に保障して

おくことはあってもいいのかなという気はするんですけども。

#### 【宗野副座長】

ということは、予算編成権を持つような地域協議会であれば、協議会の委員というのは、今とは条例上の位置付けが違ってくるのではないかと思うのですけれども、さらに議論を進めると、市議会と地域協議会の関連、権限の配分の関係であったりとか、そういった問題も出てきますので、それはそんな簡単に議論できない。ただ、ここでお金の問題が出てくるというのは、地域活動支援事業が永続的に続くのか、条例化されているわけではありませんので、その辺りの保障がない。そして、合併特例債ですかね、その話も昨日、会長会議で出ていましたが、そういう地域自治区で使うお金をどのように保障していくのか、そういう問題意識も読み取っていいのではないかと思います。

#### 【山崎座長】

前から言っていることですが、上越の地域協議会は基本、参加型だと思います。もちろん実行はさっき言った関わるという意味での協働の要というのはあっていいと思うのですけれども、基本参加型で議論するという。そうすると金を付ける付けないというのは本質的ではないのかなという気がするのです。そういうことよりも、多様な意見表出を整理するというのが本質で、それをきちんと受け止めてもらうための制度的な保障ということをもっと考えたほうがいいのかなという気がします。さらに言うと、例えば、議会に対しても発言権を持つ。これを議論してくれと、議会に取り上げてくれよという権限を、地域協議会に与えるという考え方はあるのかなという気はします。

というのは、いわゆる大選挙区制になっているので、必ずしも各区から市議会議員が出ているわけではない状況が現にありますので、そういうことからすると、地域の声を出していただき、それを整理する役割が大事なんだということになってくると、そこから出てきたものについて、今、地域でこんな話が出てると、こういうことが大事だと考えているんだということについて、議会でもきちんと議論してほしいというようなことを提案する権限を地域協議会に保障するというのが、考え方としてあり得るのではないか。これはもちろん私の個人の考えなのですけれども、それはあるのではないかという気がするのです。もし制度として保障されるということになると、それはやっぱり議会も取り上げなくてはならないということですよ。

#### 【牧田委員】

議会との関係で、意見を表明する場を保障するということはあるべきだと思います。そして、それぞれの自治区を代表する機関として機能することになっていくと思います。

【山崎座長】

次の論点につながるわけですからね。

今牧田委員から、代表する機関という表現をされましたけれど、それはさっきの話と絡んできて、要するに地域協議会って何なのか、やっぱり地域の声を代表する機関ということではないですかね。基本的な役割として地域の声をまとめるまではいかないのですけれども、いずれにしても代表していくということは大事な役割であるとする、例えば議会の委員会で意見を言う権利であるとか、場合によっては議会に提案する権限とか、発言権とか。どう思われますか。まあ、無理のない考え方なのかなという気はするのですけれども。

【宗野副座長】

今日の会議の中で確認されたと思いますけれども、やっぱり多様な意見があるということ、地域でいろんな声があつて、いろんな考え方があつてということを出していくのが一番重要な役割ですね。それと対比すると、ここで書かれていることというのは、言ってみれば自分たちで事業をしていくような、地域協議会ってそういうものになってしまうと思うんです。

ここ10年の歩みを見ていくと、しっかりした審議をして、質のいい審議が出てきましたけれども、いろんな意見を出して、その地域の中の問題を浮き彫りにして、市に対してしっかりと出していくというのが、第1の役割だと思いますので、そこから大きくぶれてしまうような新しい制度の設計というは、ちょっと慎重であるべきかなと思います。

【山崎座長】

そうですね。今までの流れとはちょっと違いますね、現状というのを考えると。

【宗野副座長】

これから地域自治区と地域協議会を制度設計していこうという時点で、こういうことが出てくるのは分かるのです。非常にこれは重要な論点だと思います。でも、もう既に10年経って、それなりの蓄積があつて、上越モデルといいますか、それができてきている段階で、やっぱり難しいだろうと思いました。

【塚田課長】

今日の午後、総務常任委員との意見交換会がありますので、そういうお話になるかなと思いますし、検証会議としては次回の会議で、そこを議論していただきたいと考えています。そのときに、制度上は市長の付属機関という位置付けがありますので、意見表出・表明等については当然対象が市長になるのだろうなど。そうした場合に対議会というところをどう整理したほうがいいのかというところが見えていないということを議論していただきたいと思っ

ております。

地域協議会はその単なる諮問機関ではないということとしては、自主審議権があるということ、その自主審議権の拡大という中で、地域に対して活動していく、要は参加から協働というところについても、そこはある程度拡大のところで理解できるのかと思うのです。ちょっと議会のほうはどう整理したらいいのか見えないというところで是非また議論していただきたいと思うのです。

【山崎座長】

そうですね。ただ、自主審議をずっとやってきたわけですね。それはやはり尊重すべきもので、それこそが上越たるものだろうと思います。その延長線上に議会との関係を考えるのは当たり前のことではないかと思えます。ただ、それを制度的にどう考えていったらいいのかという議論を、どう整理していくのかというのは、またやらなくてはいけないので、その話はちょっとおいておきましょうか。

そういうことが論点としてあるんだというところを確認をした上で、(2)区毎に違いがあつてよいのか、という話についてどうですか。

【牧田委員】

これは昨日の協議会の会長会議でも出てきた質問ですが、地域のことは地域が決めるということで、委ねられているわけですから、その中でベストを尽くしていくことで、違いがあつても構わないし、質の悪いものがあるとすれば、そのときに直していくしかないかと。あまり極端な、いかにもこれはちょっとまずいのではないのというのは別ですけども、それは調整した上で、違いはあつてもいいのではないかと私は思います。

【山崎座長】

基本的な考え方は、牧田委員がおっしゃるとおりだと思うのです。ただ、考えなくてはいけないのは、この基本ルールという部分で、それこそ10年弱、まあ地域活動支援事業は10年経っていないのだけれど、積み重ねの中でもうちょっと基本ルールとしてちゃんと定めておいたほうがいいのかどうかです。

【牧田委員】

それはありますね。

【山崎座長】

そこはどうですか。共通部分として何か作っておいたほうがいいのかあるのでしょうか。多分地域活動支援事業については今年5年目ですね。

**【塚田課長】**

地域活動支援事業はむしろ、基本ルールをもっと自由にとという方向でして。

**【山崎座長】**

むしろ逆ですよ。方向としては。

**【加藤委員】**

そういう流れは一つの成果だと思うんですよ。当初は備品購入はどうかという話がありましたけれども、これから本当に地域活動を考えていくと、そういう枠さえとっばらって、もっと地域ごとに自由に活動するほうが、進化しているという解釈もできますよね。

**【牧田委員】**

中間報告の段階でも、市の行う事業の廃止ということで、追加募集をやってもやらなくてもよいですし、そういうような形で自由化してきているので、そのままでも大丈夫なのではないかなと思いますね。

**【山崎座長】**

ただ、同じようなことが一方の区ではOK、他方の区でだめというのは、それはいかなものかというのは確かにあるのですが、これについてのご意見もお願いします。

**【加藤委員】**

私たちとすれば「区毎にお任せしているんです。」ということで終わってしまうのですが、当事者の方たちにとっては答えづらいと思うのですよ。

もっとうちの区はこれを大事にするからこれをやりたいと、そういう説明意識が必要なんだろうと思います。そのときに、うちの区のプランはこれだからとか、そういうよりどころとなるものがあつたほうが良いと思います。

**【山崎座長】**

この地域のことは地域で決めるという、その流れで前提にあるのは、判断は皆さんにやっていただく。その皆さんが自主的に判断するというのを、むしろ促すという意味合いが多分ありますよね。要するに行政が決めるのではなくて、少なくとも今の段階で重要なのは地域でいろいろ判断していただくこと、うちはこのような理由でこれはOKにしたんですというのをやっていただくことの大事さを、むしろ強調したいということですかね。

**【宗野副座長】**

昨日の会長会議で、こっちはLED電球の申請をだめにしましたと、自分たちでまず基準を決められるわけですよ。基準に従って実際に審査をするわけですから、何段階かで厳しくし

ていかないとというのもできると思うんですね。実際に運用上厳しくしているようなので、どんどんこれが緩んでいくということでは必ずしもない。

【山崎座長】

そうですね、一定の歯止めがあるわけですからね。これはこれでいいのではないかなという気がします。

【加藤委員】

都市内分権についてという項目からすると、もっと地域活動支援事業を通じてどういう姿に進んでほしいのかという目的は、持っておく必要があるなと思っています。例えば区ごとに違いがあつていいんだと。その行き先にはやっぱり地域自治を推進するんだという目的があるわけです。どうもそれがちょっとずれてきて、区ごとに自由があつていいんだよというだけで終わってしまっていますが、目的はやっぱり地域ごとの自治ということ。

【山崎座長】

そうですね。地域自治区なんだから、正におっしゃるように地域自治ということを上越市は推進しているんだと、目指しているんだということの確認は必要ですね。単に自由にやれという話ではない、何せ地域自治区の最前線ですから。

それは大事なことですね。どの程度の権限を渡す、渡さないの話ではなくて、それを通じて地域自治を推進していくんだということ、それに異論はないと思います。ただ、もちろんその先には皆さんがここで言っている意味での、地域自治と団体自治の関係はどうするんだというね、当然そういうことはあり得るわけですけど。

【塚田課長】

(1)と(2)は表裏の関係にある。(2)のほうは地域自治を推進するんだというもので、(1)のほうは推進するにしてもやはり今の制度上の限界として、市長の権限の中での自治でしかない。市政に反映させるための自治でしかないということで、どうしても自ずと限界がある。

【山崎座長】

限界というか、私が言ったように、団体自治の関係をどう考えたらいいのかということ。これは大きなテーマなので、我々としてももう1回宿題として受け止めて、この辺のことについて次回もっと踏み込んだ議論をしたいと思っています。

【加藤委員】

多分、都市内分権については全国のいろんな自治体も取り組んでいらっしやって、それぞれ

にレベルがあると思うんですよ。我々として考えるべきは、どこまでいったらどういう問題があって、このレベルならこうだという、そういう整理をした上で、全国どこにいても正解というのではないわけですから、上越としてはここなんだというのは持っておいたほうが説明はしやすいのかなとは思いますが。

【山崎座長】

今、加藤委員から「上越としては」という話ですが、上越は参加型が基本だということが議論に出たかと思うし、それは共有されたのかなと思います。だからそういう方向での地域自治をもっと推進していく。そして、それを制度的にも保障するというのは何なんだろうという話の筋ではないかと思います。そういうことからすると、ここで言われているように予算編成権とか、ブロックに分かれて副市長というのは、それは話の筋が違うのかなということではないかなと思います。

【宗野副座長】

それに付け加えて、その論点で地域事業をめぐる問題がありましたよね。

【山崎座長】

地域事業費の話。

【宗野副座長】

そう、地域事業費の話ですね。そういった問題がこういう議論の背景にある。そこは我々がちゃんと想像力を働かせていかないといけないなと。

【山崎座長】

それはそうですね。ただ少なくとも我々としては、地域事業費枠の撤廃を踏まえて、それに代わるような何か予算的な手当を考えるということではないということだよな。少なくとも今の段階では、ということをおっしゃるのでしょうか。それが今の喫緊の課題ではないのではないかなと。

【宗野副座長】

さっき塚田課長がおっしゃった議会との関係なんですが、これは今すぐにこの場で変えるというのはすごく難しいですね。

【山崎座長】

だから宿題ですよ。今からさらに詰めて議論というのはちょっと無理があると思うのです。

ではこれは一応そういうことにして、後もう1点「地域協議会の認知度について」ということで、資料を読み上げますと、現状ということで『平成24年に実施した市政モニターアンケート



ートでは認知度が43%であった。また、地域自治区制度を知っている市民に限ると、約7割がこの制度に期待していることから、認知度を向上させることが重要であると考えている。』ということで、課題として『現状では具体的な認知度向上策は地道な取組の積み重ね以外にないのか。』ということですが、ただこの認知度向上ということに関しては既に議論している部分もありまして、中間報告の10ページの委員の応募者の増加策という文脈の中で、広い情報発信による認知度向上というところでまとめています。いろいろ具体的なことも書いてありますが、これも今一度振り返っていただきながら、何かご意見がある方はいかがでしょうか。

一つはここで改めてその地域活動支援事業のことが書かれていて、これは認知度を高めることに貢献的というのが書いてあります。それに加えて、先ほど非常に中心的に議論した、いわゆる4者協議の中で地域協議会が中心的な担い手となって、中心的にその会議の場というものを設定して議論していくということは、当然認知度向上にもつながるということにはなるかと思えます。

#### 【宗野副座長】

先ほど地域協議会の役割が数年で拡大進化して、諮問事項に非常に困難なものがいくつか出てきて、それをめぐって地域協議会で相当苦勞されているということをお話しましたが、昨日の会長会議の中でも北諏訪区からそういう話が出たんです。北諏訪区はそれほど大きな区ではないところで、そういう自治区であればなおさら、そのクリーンセンターという大変な問題が、地域協議会という名前は出てこないかもしれないけれども、議論している場があって、意見がまとまらなくて大変なんだということを、多くの方が分かっているのではないかと思いますし、だからこそ会長があれだけ苦しい表情をしていたのかなと思います。

要するに重大な諮問が増えてきて、それに対して相当大変な審議をしているわけなので、これが自ずと地域協議会の認知度の向上、地域協議会という名前は知らなくても、そういう議論するところがどうやらあるということが分かるのではないかなという気がします。

#### 【山崎座長】

そうですね、なるほど。

#### 【宗野副座長】

これは認知度を上げるための策ではないですけども。

#### 【山崎座長】

まさに、ここに書いてあるように地道に積み重ねていくという、いかに質のいい議論をやっていくかということの結果として、住民の皆さんに徐々にではあれ認められていく、というこ

とつながっていくのでしょね。

**【加藤委員】**

認知度を上げるにはどうするかという議論は、あまり意味がないのではないかという気がします。なぜ認知度を上げなければいけないのかと考えると、委員のなり手がいないからというぐらいのことで、そうすると中間報告でまとめた委員の増加策につながってくるのですが、結局活動していれば、当然後から認知度が上がってきますし、参加しやすいかどうかを考えていくと、やっぱり参加をしやすくするためには認知度が上がっていくし、正にイコールであって、若い方だとか女性も協議しやすい場ができてきて、認知度が上がってくるのかなという気がします。

**【山崎座長】**

おっしゃるとおりで、アンケートなんかで低い数字が出てしまったり、気になるのだけれど、ただそれはあまりこだわってもしようがない。問題は中身です。

それで言うと、パーセントをいかに上げるかという話ではなくて、むしろ若者と女性という話が出ましたが、和田区地域協議会副会長の秋山さんは昨日の会長会議で有用感と言ってましたね。皆さんに大事だと思ってもらえるようなものになっていくにはどうしたらいいのかということですよ。

**【加藤委員】**

秋山さんはNPOで活動されていらっしゃって、それと何が違うのかと考えた時に出てきたのが有用感という感じだったと思いますね。有用感もそうですし、ほかの活動と何が違うのか考えたときに、やりがいだとか楽しさだとか、そういったものになるんだろうと思うのです。そういったものが地域協議会の活動において得られるということが知られてくれば参加もしやすくなるだろうし、やりがいがあると外に向けて発信できるのかなと思います。

**【山崎座長】**

私たちは個人的にはあまり存じ上げないですが、NPOもなさっているということで、だから具体的に活動することの有用感というのは分かるわけですね。

それと地域協議会とは質が違うわけですよ。参加型で、議論するところなので、自分が動いて何かやるという話ではない。そのことの意味を明確にしていく。それは地域協議会で話し合ったことが、例えばどう議会に受け止めてもらえるのか、そこをもっとクリアにしていくことでもあるのかなという気はするんですよ。単に諮問されたことに、ただ答申するだけといったら何なのということになりかねないですよ。もちろん自主審議もやるんだけど。

**【塚田課長】**

よく我々の自主審議の例として、視察のときなどに紹介するのは、合併当初にありました有料ゴミ袋のサイズの問題とか、放課後児童クラブの問題ですとか、非常に合併直後の統一の中で抜けていたところを、正に女性の視点で発言したことが政策として実現していったものがある、そういうものがあるれば、有用感というものがあるのかと思いますが、最近はそのものがなかなかなくなっているというのはあるかと思っています。

**【宗野副座長】**

有用感というのは大事な事柄で、それは会議の持ち方によっても左右されますよね。やっぱり議長に手を挙げて許可を得て発言するというやり方では、なかなかお互いの肯定感とかが感じづらいと思います。そういうことをお互いを感じられる会議の在り方というものを模索していく必要があるかと思うんです。これはいわゆる本会議とは別の場面でそういう時間を持ってもいいのかもしれない。

本会議では男性の、それなりの年齢の経験ある方しかなかなか口を開けないのだけれども、本会議の後の、例えば自由論題でいろんなことをみんなが議論するような場があるとすれば、そこではお母さんであるとか若い人が言ったことがどんどん受け入れられるような場面があれば、かなり違ってくるような気がします。

**【牧田委員】**

前回の検証会議でそういう話は出ましたよね。全員の意見が確実に活かされるという。

**【宗野副座長】**

何らかの形で活かされるということですよ。その人が今度はPTAなどで地域協議会って何か怖いおじさんばかりだと思っていたら違うじゃないと、そういう話になると認知度につながりますよね。

**【牧田委員】**

やっぱり堅い雰囲気だと、表向きの姿しか見えないので、人となりが分かって、本音で少し語れるようになれると、変わってくるというのはありますよね。

**【山崎座長】**

中間報告でも、懇談会の開催であるとか、生活課題を直接聞くとか、そういう趣旨で書かれているのはあるかと思うのですが、ただ、宗野委員が本会議という言い方をされましたけれども、要は諮問に対する答申について議論する場という意味だと思うのですが、単にそれだけでなく自主審議なんだから、フランクに本音で話すという部分をどういう形で持つのかと

ということになると、先ほど4者協議という話もありましたけれども、そういうことを議論するのは地域協議会だけではないので、地域協議会の場で議論しなくてもいいわけで、それこそ自由にやればいいわけです。だから、地域協議会の魅力向上、認知度向上という部分とちょっとずれるところもある気がします。それを言うんだったら、地域の中のいろんな井戸端会議的なものを含めてそういうことを地域協議会に受け止めてもらえるということなのではないかな。そこで議論するのでなくて、それが4者協議になるのかもしれませんがね。要するに連携を、より地域協議会が模索していくという流れの中で、今の話に続くのかもしれないけれども、地域協議会が身近な存在になるということですよね。自分たちにとって大事で、身近な存在になってくることが大事だということじゃないですか。

【宗野副座長】

直感でこう言うてはいけないのかもしれないですけども、4者協議、まあ8者協議でもいいですが、それはそれなりに年を経た男性が中心になって引っ張っている気がします。

【山崎座長】

それはしょうがないのかな。

【宗野副座長】

その場で女性や若い人たちが議論するというのはなかなかできないと思います。

【山崎座長】

いわゆる団体の長みたいな人が並ぶ場面を想像するわけだからね。だから、4者協議だけではなくて、いろんな団体とのつながりをつけていくという話になるのかな。ただ、認知度は43%なんだけど、7割が期待していると書いてありますよね。その期待にどう答えるか。それこそ有用感ですね。身近で大事な組織で、大事なことをやっているんだということをどう広めていくかということですね。

【加藤委員】

意味のある協議会なんだということをみんなに認識してもらうためには、協働の要たるは地域協議会なんだという役割はやっぱり外せないところだと思うのです。まずはそこセットで考えないと、地域にとっての意義は見いだせないと思いますし、単に行政からの諮問に対して答えるだけというのでは、なかなか認知度は上がらないと思います。

【山崎座長】

そうですね。そういう意味でも、地域協議会の役割を明確に打ち出して、協働の要なんだということが大事かもしれません。

**【加藤委員】**

地域協議会の委員自身がそういう役割なんだということの自負がちゃんとあれば、地域に出ていくモチベーションも上がってくると思いますし、例えば中間報告にも書きましたけれど、出前協議会をやったり、子供協議会を開催したり、奥様方を集めてワークショップをやったりというようなことにつながる。

**【山崎座長】**

こっちから出ていく姿勢も当然必要だけれども、出ていかないにしても、いろんな方からの情報を、いろんなチャンネルを通じて集めるということを意識的にやっていくのは正に要で、この区でこういう考え方に基づいて、こんな区にしていく、こんなことから取り組むということをもとめていくところなんだという、そういうふうな認識が深まってくると、多少認知度向上にもつながっていくとなるわけですね。だから地域協議会は結局、何をするとところなのかというところを、もうちょっと明確に出していくということですね。単なる諮問に対して答申する機関ではないというところを、もっと出していくことの大事さというのはあるかもしれませんね。

とりあえず、当初予定していた4つの検証項目については一通り議論いただいたのですが、何かありますか。

では、ちょっと次回のお話をしましょうか。事務局から第7回の時期や、どんなことを考えておられるか、考えをお聞かせください。

**【塚田課長】**

前回の第5回の会議の際にスケジュールをお示ししたのですが、第7回については特に時期を明記しておらず、中間報告書1ページ目の「なお…」から始まる所を7回目でやっていたかということですので、それを終わらせた後、1月に第8回を開きまして、そこでできれば最終報告書を確定していただきたいと思っております。

**【山崎座長】**

1月のところで最終報告書をまとめる予定と書いてありますね。

**【塚田課長】**

ですので、7回を終わったところで、最終報告書の下書きを始めていただくということがありますので、できれば早くやっていただいたほうが後々の作業が詰まらなくてよいのかなと思います。

**【山崎座長】**

という事務局の見通しです。また中間報告のように多分、委員の間でね、大まかな下案を作って、それをやりとりしながらまとめていくことになるかなと思うのですが。いつ頃にやりましょうか。

— 日程調整 —

【山崎座長】

次回10月4日の10時から1時ということにさせていただきます。

それまでにわれわれの間で、既に話し合ったことについてちょっと報告書の文案作りに入っ  
て、下案作りに入るということを確認させていただきませんか。よろしいですか。

今日はこれくらいにしたいと思います。何か委員の皆さんからありますか。

【宗野副座長】

地域協議会の役割が大きくなって、深みも増してるという話なんですけれど、さっき大潟区  
の話で出た、本会議とは別の日に4者会議なり、8者会議をやるということについて、そうす  
るといろんな負担が出てくる。それは別にお金をつけろということではなくて、それを支える  
諸々の体制というか、環境というものを考えないといけないのかなという気がします。

【山崎座長】

もうちょっとおっしゃっていただくと、どういうことを想像されていますか。お金じゃなく  
てというと。

【宗野副座長】

要するに事務局の役割が相当増えて、事務局のサポート体制が不十分であれば、それはそれ  
なりに考える必要があるのかなと。そこは調査しないと分からないことなんですけれども。

【山崎座長】

事務局ということは、つまり行政ですよ。

【宗野副座長】

山崎さんには別の腹案があると思うんですけど…。

【山崎座長】

宗野さんの言っていることとはちょっとずれるかもしれませんが、より委員の皆さんが勉強  
や視察などいろいろ活動すると、お金的な手当もさることながら、いろんな情報収集をする  
といったときに、例えば民間の中間支援組織みたいなものとの連携であるとか、そういう第3者

的シンクタンクとか、そういうことも考えていくということを確認前にちらっと言ったかなと。  
次回する議論を含めて、そのことも多分議論できるかなと思います。

では事務局に返したいと思います。

**【塚田課長】**

それでは長時間に渡りましてご議論いただきましてありがとうございました。また次回日程も決まりましたので、第7回目の会議のほうもよろしく願いいたします。本日はどうも大変ありがとうございました。

9 問合せ先

自治・市民環境部自治・地域振興課自治推進係

TEL : 025-526-5111 (内線 1429)

E-mail : jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。